

インボイス制度をめぐる業界・税理士団体の要望

*日本商工会議所(「令和3年度税制改正に関する意見」2020年9月16日)

「経理事務に変更が必要となる等、生産性向上に逆行。免税事業者(約500万者)に対する取引排除や不当な値下げ圧力等が生じる懸念から、廃止を含め慎重に検討すべきと主張してきた。多くの中小企業はコロナ対応に追われ、事業継続・雇用維持に懸命に取り組んでいるところであり、インボイス制度の準備に取り掛かれる状況にない」

*全国中小企業団体中央会(「第72回中小企業団体全国大会決議」2020年10月22日)

「収益に結びつかない経費負担(機材費・人件費等)が強く、あらゆる事業者の事務コストを増やし、中小企業・小規模事業者の活力を失わせるため、十分な時間をかけて検証し、廃止を含めた慎重な対応が必要。新型コロナウイルス感染症の影響からの回復が緊急課題となる中で、免税事業者に対する取引排除等の影響を回避する十分な措置が講じられるまでの間、少なくとも凍結すべきである。」

*日本税理士会連合会(「令和3年度税制改正に関する建議書」2020年6月11日)

「見直し・延期：事業者及び税務官公署の事務に過度な負担を生じさせる。新型コロナウイルス感染拡大による危機的な経済情勢下においては、導入時期は延期すべき」

*全国青年税理士連盟(「令和3年度税制改正に関する要望書」2020年2月18日)

「免税事業者が取引先から排除又は仕入れ税額控除ができない金額に相当する額の値引きを求められる事態が想定され、公平性を欠く。免税事業者が課税事業者を選択しなければ不利な状況に陥る。システム費用、経理処理の複雑化など事業者に多大な負担を押し付ける」

*全国青色申告会総連合(「令和3年度税制改正要望意見」2020年9月14日)

「現行の区分記載請求書等保存方式を堅持すること(インボイス制度への移行の取りやめ)：免税事業者が取引から排除されることが想定される。小規模事業者の納税にかかわる事務負担に多大な影響を与える。現行の区分記載請求書等があれば、引き続き適正申告をおこなうことができる。を要望する」

資料：清水忠史事務所調べ。各団体のホームページより。

1 納付税額の計算

(1) 消費税

消費税の納付税額は、課税期間中の課税売上高に7.8%(軽減税率の適用対象となる取引については6.24%)を乗じた額から、課税仕入高に110分の7.8(軽減税率の適用対象となる取引については108分の6.24)を乗じた額を差し引いて計算します(注1、2)。

課税期間は、原則として、個人の場合は1月1日から12月31日までの1年間で、法人の場合は事業年度です。
なお、この場合の「課税売上高」は、消費税及び地方消費税に相当する額を含まない税抜きの価額です。

$$\text{消費税の納付税額} = \begin{array}{c} \text{課税期間中の課税売上高に} \\ \text{係る消費税額} \\ \text{(売上税額(注1))} \end{array} - \begin{array}{c} \text{課税期間中の課税仕入れ} \\ \text{等に係る消費税額} \\ \text{(仕入税額(注1))} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{売上税額} = \left(\text{標準税率の対象となる税込売上額} \times \frac{7.8}{110} \right) + \left(\text{軽減税率の対象となる税込売上額} \times \frac{6.24}{108} \right) \\ \text{仕入税額} = \left(\text{標準税率の対象となる税込仕入額} \times \frac{7.8}{110} \right) + \left(\text{軽減税率の対象となる税込仕入額} \times \frac{6.24}{108} \right) \end{array}$$

出典：国税庁ホームページより。

(納税義務者)

第五条 事業者は、国内において行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れにつき、この法律により、消費税を納める義務がある。

(小規模事業者に係る納税義務の免除)

第九条 事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が千円以下である者については、第五条第一項の規定にかかわらず、その課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れにつき、消費税を納める義務を免除する。

(課税標準)

第二十八条 課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額とする。

(税率)

第二十九条 消費税の税率は、百分の七・八とする。

(仕入れに係る消費税額の控除)

第三十条 事業者が、国内において行う課税仕入れ若しくは特定課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する課税期間の第四十五条第一項第二号に掲げる課税標準額に対する消費税額から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額、当該課税期間中に国内において行った特定課税仕入れに係る消費税額及び当該課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額の合計額を控除する。

出典：消費税法より抜粋。アンダーラインは清水忠史事務所による。